

事務連絡  
平成30年1月26日

各建設業団体の長 殿

国 土 交 通 省  
土地・建設産業局  
建設市場整備課

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用及び「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートについて

貴団体におかれましては、平素より、国土交通行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

国土交通省においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的として、関係者が一丸となって、平成24年度より建設業における社会保険加入対策に取り組んできたところです。

本年1月15日、第2回建設業社会保険推進連絡協議会を開催し、平成29年度において今後実施する取組として、

- ・民間発注工事等における「誓約書」の活用
- ・「適切な保険」を確認するためのフローチャートの活用

についてお示しさせて頂きましたが、これらの取組を実施するため、下記のとおり、会員企業へ周知していただきますようよろしくお願ひいたします。

記

(1) 工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について  
国土交通省や一部の地方公共団体発注工事においては、請負契約により工事施工を下請企業も含め社会保険加入企業に限定する取組を行っているところですが、民間発注工事や多くの地方公共団体工事においては、社会保険加入企業に限定する具体的な取組が行われていない状況です。

建設業のみならず全産業において、働き方改革の実現の観点から、労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められる中、加入企業に限定する取組が行われていない発注者の工事には、法令を遵守せず社会保険に加入していない企業が携

わる可能性があり、このような工事においても、発注者と受注者が連携し、社会保険加入推進の取組を進めていく必要があります。

社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るため、今般、受注者から発注者に対して、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約する「誓約書」を提出する取組を開始することとしました。

国土交通省において、受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書のひな形を作成しておりますので、これを活用し、受注者たる元請企業におかれでは、発注者に対し、受注した工事について社会保険加入企業のみで施工する旨を誓約した誓約書を提出する、工事施工期間中、現場において提出した誓約書の写しを掲示する等の取組を積極的に実施いただきますようお願いいたします。また、発注者から、社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書の提出の呼びかけがあった場合には、これに協力し、誓約書を提出する取組を実施いただきますようお願いいたします。

なお、誓約書の活用については、地方公共団体及び建設業社会保険推進連絡協議会オブザーバーの民間発注者団体に対して、別添のとおり、取組への理解と協力を要請している旨、あわせてお知らせいたします。

## (2)「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シートの活用について

国土交通省が平成24年に策定した「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」においては、元請企業に対し、下請企業や現場に入場する作業員について適切な保険への加入状況を確認することや加入指導を行うこと、下請企業に対し、労働者である社員と請負関係にある二者を明確に区別した上で、労働者である社員について適切な保険に加入させることなどを求めております。

これまで、適切な保険の範囲や適切な加入指導について周知に努めてきたところですが、今般、一層の周知徹底を図るため、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について、フローチャート方式で確認できる様式等を作成しましたので、会員企業へ配布していただき、元請企業においては、下請企業にこれを配布して加入状況の確認を促す、下請企業においては、これを用いて自社及び自社の労働者の加入すべき保険を確認するなど、ご活用をお願いいたします。

なお、事業主が社会保険料の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者について、実態は雇用労働者であるにもかかわらず、形式上個人事業主として請負契約を結ぶことなどにより事業所の規模を縮小することは、技能者の処遇改善と公平で健全な競争環境の構築という社会保険加入対策の趣旨・目的に反するものであるにつきご留意ください。

事務連絡  
平成30年1月26日

各都道府県担当部局の長 殿

国 土 交 通 省  
土地・建設産業局  
建設市場整備課

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について

国土交通省においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的として、平成24年度より、建設業における社会保険加入対策に取り組んできました。

社会保険加入対策の一環として、国土交通省の直轄工事においては昨年4月より二次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定することとしたほか、昨年7月には公共工事標準請負契約約款を改正し、下請企業を社会保険加入企業に限定する規定を設けたところです。

請負契約により工事施工を下請企業も含め加入企業に限定する取組を行っている地方自治体の数は増加しておりますが、一方で、多くの地方自治体においてこうした取組が未だ実施されていない状況です。

社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るため、今般、受注者から発注者に対して、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約した「誓約書」を提出する取組を開始することとし、別添のとおり建設業関係団体へ通知しました。

つきましては、未だ請負契約により工事施工を下請企業も含め加入企業に限定する取組を行っていない場合には、将来的には契約により加入企業に限定することも視野に、国土交通省において作成した誓約書のひな形を活用し、受注者に誓約書の提出を呼びかけ、提出された誓約書を受領するほか、工事施工期間中は元請企業に誓約書の写しを現場に掲示させるといった取組を実施いただきますよう、格段のご配慮をお願いいたします。

また、貴管下の市区町村への周知徹底をお願いいたします。

事務連絡  
平成30年1月26日

各政令指定都市担当部局の長 殿

国 土 交 通 省  
土 地 ・ 建 設 産 業 局  
建 設 市 場 整 備 課

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について

国土交通省においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的として、平成24年度より、建設業における社会保険加入対策に取り組んできました。

社会保険加入対策の一環として、国土交通省の直轄工事においては昨年4月より二次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定することとしたほか、昨年7月には公共工事標準請負契約約款を改正し、下請企業を社会保険加入企業に限定する規定を設けたところです。

請負契約により工事施工を下請企業も含め加入企業に限定する取組を行っている地方自治体の数は増加しておりますが、一方で、多くの地方自治体においてこうした取組が未だ実施されていない状況です。

社会保険に適切に加入した企業による工事施工の確保を図るため、今般、受注者から発注者に対して、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約した「誓約書」を提出する取組を開始することとし、別添のとおり建設業関係団体へ通知しました。

つきましては、未だ請負契約により工事施工を下請企業も含め加入企業に限定する取組を行っていない場合には、将来的には契約により加入企業に限定することも視野に、国土交通省において作成した誓約書のひな形を活用し、受注者に誓約書の提出を呼びかけ、提出された誓約書を受領するほか、工事施工期間中は元請企業に誓約書の写しを現場に掲示させるといった取組を実施いただきますよう、格段のご配慮をお願いいたします。

事務連絡  
平成30年1月26日

民間発注者団体 御中  
(建設業社会保険推進連絡協議会オブザーバー)

国土交通省  
土地・建設産業局  
建設市場整備課

工事施工を社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」の活用について  
(協力依頼)

貴団体におかれましては、平素より、国土交通行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

国土交通省においては、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築を目的として、平成24年度より、建設業における社会保険加入対策に取り組んできたところです。

社会保険加入対策の一環として、国土交通省の直轄工事においては昨年4月より二次以下の下請企業についても社会保険加入企業に限定することとしたほか、昨年7月には公共工事標準請負契約約款を改正し、下請企業を社会保険加入企業に限定する規定を設けるなど、公共工事においては施工を社会保険加入企業に限定する取組が行われております。働き方改革実現の観点から労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められる中、民間発注工事においても、発注者と受注者が連携して、社会保険加入推進の取組を進めていくことが必要であることから、今般、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を誓約した「誓約書」を提出する取組を開始することとし、別添のとおり建設業関係団体へ通知しました。

つきましては、傘下の会員企業に対し、取組の趣旨をご理解いただくとともに、受注者から当該誓約書が提出された場合にはこれを受領いただく等ご協力いただきますよう、周知方よろしくお願ひいたします。

また、活用を更に進めるためには、発注者からの働きかけも重要となることから、必要に応じて、受注者に対し、誓約書の提出を呼びかけるといったご配慮をいただきますよう、あわせて周知方よろしくお願ひいたします。

引き続き、建設業における社会保険加入対策の趣旨についてご理解いただき、特段のご配慮を賜りますよう、お願ひいたします。

# 誓約書

(発注者名) 殿

工事名 : \_\_\_\_\_

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）をすべての次数において下請負人としないこと。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

平成 年 月 日  
(所在地)  
(受注者名)

# 民間発注工事等における「誓約書」の活用①

## 1. 現状

### ○ 発注者における加入企業に限定した取組の状況

#### 公共

- ・国土交通省や一部の都道府県発注工事  
→下請企業も含め社会保険\*加入企業に限定することを  
発注者との契約において定めている。
- ・他の自治体発注工事(特に市町村)  
→契約において加入企業に限定するに至っていない。
- ・平成29年7月の中央建設審議会において、公共約款  
を改正し、社会保険加入企業に限定する規定を創設。  
\* 社会保険…雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険

#### 民間

- ・発注工事を加入企業に限定することを促す具体的な取組は行わされていない。
- ・他の自治体発注工事(特に市町村)  
→契約において加入企業に限定するに至っていない。
- ・平成29年7月の中央建設審議会において、公共約款  
を改正し、社会保険加入企業に限定する規定を創設。  
\* 社会保険…雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険

## 2. 課題

- ・建設業のみならず全産業において、働き方改革の実現の観点から、労働関係法令を始め一層の法令遵守が求められている状況。
- ・加入企業に限定していない発注者の工事には、法令を遵守せず社会保険に加入していない企業が携わる可能性。
- ・発注者と受注者が連携して、社会保険の加入を進めていく取組が必要。

※ 平成30年秋から運用開始予定

## (案)

- ・社会保険に適切に加入了した企業による工事施工の確保を図るために取組として、受注者から発注者に対し、工事の施工について社会保険加入企業に限定する旨を約した「誓約書」を提出する。

# 民間発注工事等における「誓約書」の活用②

## (1) 誓約書の活用方法

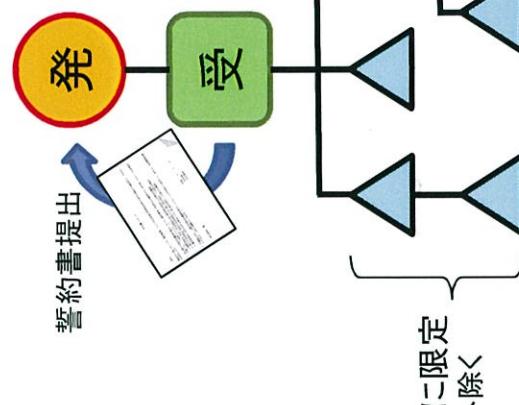
### ○誓約書のひな形の作成

- ・受注した工事において社会保険未加入企業を下請としないことを誓約する誓約書のひな形を作成。

### ○誓約書活用のイメージ

- ①受注者は、発注者に対し、誓約書を提出
- ②発注者は、提出された誓約書を受領
- ③受注者は、工事施工期間中、現場において誓約書の写しを掲示

※必要に応じ、発注者から受注者に対し、誓約書の提出を呼びかけるケースも想定



加入企業に限定  
※適用除外く

## (2) 誓約書活用を促す取組

- ・国土交通省から、建設業関係団体に対して、発注者に対する誓約書の提出を推奨。
- ・また、主要な民間発注者団体や社会保険加入企業に限定する取組を実施していない地方公共団体に対し、提出された誓約書の受領等についての協力を呼びかけ。

# 民間発注工事等における「誓約書」の活用③(「誓約書」イメージ)



国土交通省

## 誓約書(イメージ)

(発注者名) 殿

(工事名)

標記の工事においては、工事を施工する建設業者について社会保険関係法令の遵守を徹底する観点から、下記のことを誓約します。

記

次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く)をすべての次数において下請負人としないこと。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

平成 年 月 日  
(所在地)  
(受注者名)









## 働き方チェックシート

「雇用」と「請負」の判断の参考としてください。  
以下の設問で、あなたの働き方はどちらに近いですか？

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <p>Q1. 仕事先から意に沿わない仕事を頼まされたら、自分の判断で断る自由はありますか<br/>仕事先：あなたに仕事を発注する会社</p> | <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない           | <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある                  |
| <p>Q2. 仕事が早く終わった時などに仕事先から予定外の仕事を求められた場合に断る自由<br/>はありますか</p>            | <input type="checkbox"/> 自分に断る自由はない           | <input type="checkbox"/> 自分に断る自由がある                  |
| <p>Q3. 仕事先の会社の就業規則など服務規律の適用を受けていますか</p>                                | <input type="checkbox"/> 受けている                | <input type="checkbox"/> 受けていない                      |
| <p>Q4. 仕事先から仕事の就業規則(始業・終業)を決められていますか</p>                               | <input type="checkbox"/> 仕事先から決められている         | <input type="checkbox"/> 自分で決められる                    |
| <p>Q5. 当日の仕事が早く終わった時に自分の判断で仕事を終えることはできますか</p>                          | <input type="checkbox"/> 仕事を終えて良いかは仕事先の了解が必要  | <input type="checkbox"/> 自分の判断で仕事を終えることができる          |
| <p>Q6. 仕事が早く終わった時に自分で見つけた他の現場の仕事をすることができますか</p>                        | <input type="checkbox"/> 別の現場での仕事をうことは許されない   | <input type="checkbox"/> 別の現場で仕事を行うこともできる            |
| <p>Q7. 仕事先からの工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、日々の仕事の内 容は方法はどのように決めていますか</p>      | <input type="checkbox"/> 毎日細かい指示や具体的な指示を受けている | <input type="checkbox"/> 毎日の仕事量、配分や進め方は自分の裁量 で判断している |
| <p>Q8. あなたの都合が悪くなり、頼まれた仕事を代わりの者に行わせる場合はどのようにし ていますか</p>                | <input type="checkbox"/> 会社が代わりの者を探す          | <input type="checkbox"/> 自分の判断で代わりの者を探す              |
| <p>Q9. あなたの頼まれた仕事を代わりの者が行った場合の報酬(工事代金又は賃金)は仕 先から誰が受けりますか</p>           | <input type="checkbox"/> 代わりをした者              | <input type="checkbox"/> 自分                          |
| <p>Q10. あなたの通常のミスやあなたの責任による作業遅延によって損害が生じた場合、誰が その損害を負担しますか</p>         | <input type="checkbox"/> 仕事を依頼した会社が負担する       | <input type="checkbox"/> 自分が負担する                     |
| <p>Q11. あなたが仕事で使う機械・器具(手元工具を除く)は誰が提供していますか</p>                         | <input type="checkbox"/> 仕事を依頼した会社が提供する       | <input type="checkbox"/> 必要な機械・器具は自分で持ち込む            |
| <p>Q12. あなたが仕事で使う材料は誰が提供していますか</p>                                     | <input type="checkbox"/> 仕事を依頼した会社が提供する       | <input type="checkbox"/> すべて自分で調達する                  |
| <p>Q13. あなたの報酬(工事代金又は賃金)はどのように決められていますか</p>                            | <input type="checkbox"/> 一日あたりの単価など働いた時間による   | <input type="checkbox"/> 工事の出来高見合い                   |

**左右で☑が多くついた方はどちらですか**  
左に☑が多い → 一人親方でない可能性が高い、  
右に☑が多い → 一人親方の可能性が高い、  
※労働者性は総合的に判断されるため、左側に☑が多くついたからといって、必ずしも労働者となるとは限りません。

**労働者性が強い**  
(雇用されるべき労働者)

**事業者性が強い**  
(一人親方)

